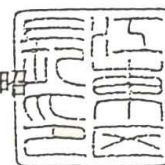


14 江環清第 642 号

平成 14 年 10 月 31 日

東京都知事 石原 慎太郎 殿

江東区長 室橋 昭



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画について(回答)

本事業は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を「首都圏再生緊急 5 か年 10 兆円プロジェクト」の一環として、都の主導の下に本区地先である中央防波堤内側埋立地内で処理しようとするものです。従って、直接の事業者はもとより政策判断を行った東京都にも、本事業の計画策定、執行管理及び情報開示等事業全般にわたり本区に対する責任が存在すると考えます。

もとより本区と東京都との間には、廃棄物の中間処理及び最終処分に係る歴史的経緯があります。新江東及び有明清掃工場では、今もなお東京 23 区内から発生する可燃系一般廃棄物の約 2 割を受け入れて焼却処理していますし、本区地先が区部唯一の埋立処分場として中小企業の産業廃棄物を含め受け入れています。

このような状況の中で処理が計画されている PCB 廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類されるものであり、毒性、脂肪への蓄積、難分解性などから運搬や処分の安全対策について不安を抱く江東区民も少なからず存在します。

そこで、今後具体的な事業の進め方を計画するにあたっては、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る一連の処理を以下の点に配慮して厳格な管理のもとに置くとともに、その内容を十分本区に説明することを求めます。

- 1 計画の策定にあたっては、安全性や環境保全に十分配慮すること
- 2 環境各法令に基づく排出基準を遵守するのはもとより、自ら大気・水質・土壌など環境に与える負荷を極力低減するよう努めること
- 3 異常の発生を未然に防ぐため、フェイルセーフ思想、誤操作防止装置を導入すること

- 4 万一異常が生じた場合も、その影響を最小限度にとどめられるよう多段階の安全策を講じておくこと
また、必要に応じ温度計や圧力計などの各種測定機器と連動する自動緊急停止装置を備えること
- 5 処理方式の選定にあたっては、安定性や異常状態からの回復性が良好であるとともに、環境に与える負荷が極力少ないものとする
- 6 PCB 廃棄物の輸送は、耐衝撃性の高い密閉式容器に封入するなど、万一交通事故に遭遇しても飛散・流出を防げる状態のもとで行うこと
また、当該容器の落下、転倒、破損及び高温にさらされないように必要な措置を講ずること
- 7 その他、東京都が国に対して申し入れた「PCB 処理事業の受入条件」及び「東京都 PCB 廃棄物適正処理検討委員会」が報告した事項について、確実に履行するとともに検証結果を公表すること
- 8 以上の事を担保するため、東京都、事業者、本区、区民など関係者で構成する協議機関を設置し、常に安全性の検証ができる体制にすること